

平成27年第1回土別市議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月12日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時15分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	6番	谷守君	7番	松ヶ平哲幸君
	8番	岡崎治夫君	9番	遠山昭二君
	10番	山居忠彰君	11番	十河剛志君
	12番	出合孝司君	13番	国忠崇史君
	14番	井上久嗣君	15番	粥川章君
	16番	斉藤昇君	議長	17番 丹正臣君

欠席議員（1名）

5番 渡辺英次君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院局長 三好信之君

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部 菅井 勉 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会事務局 局長 石川 敏 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君

議会事務局 局長
総務課 主任 前畑 美香 君 議会事務局 局長
総務課 主任 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。5番、渡辺英次議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 皆さんおはようございます。

第1回定例会に当たりまして、一般質問、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、4つの質問を用意させていただきましたが、一昨日、渡辺議員が学校適正配置計画についての質問をなされたので、この件につきましては割愛をさせていただきます。より一層丁寧な説明をお願いしたいということを切に申し上げて、割愛をさせていただきたいと思っております。

それでは、1つ目の質問に入ります。

各種委員会、審議会、協議会の改善についてお伺いいたします。

本市には、多岐にわたる各種審議会、委員会、協議会が設置され、多くの市民の参画をいただき、運営がなされております。しかしながら、名称は異なっても、委員の顔ぶれはほぼ同じといった審議会、委員会、協議会も少なくないように見受けられます。一概には言えませんが、顔ぶれが同じであれば考え方も同じで、結論も同じということにはなりかねないでしょうか。

まず1つ目に、現在は行政改革を推進しなければならないときでもありますので、積極的に審議会、委員会、協議会の統廃合を行い、委員数の削減も視野に検討する必要があるのではないのでしょうか。現在の委員会数等々をお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、委員の公募制の導入や女性委員の積極的登用あるいは女性を何人、市長のマニフェストでは50%以上となっておりますが、現在はいかがでしょうか。

現在、公募されている委員会は28なされておりますけれども、広報やメディアを通じて公募されておりますが、現状の公募状況もお知らせいただきたいと思っております。また、委員会において、何人かの方が、やはり幾つかの委員会にまたがって参加するという事は、多くの市民か

らの意見を伺う上においては、委員会の人数を減らしてしまうという懸念もありますので、その辺もお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

喜多議員の御質問にお答えいたします。

まず、審議会、委員会の数と統廃合の考えについてであります。

現在、本市には教育委員会や選挙管理委員会など、法令により設置されている委員会及び人権擁護委員や民生委員、児童委員など、大臣により委員が委嘱される委員会を除きますと、39の審議会、委員会があり、延べ446人に委員を委嘱しており、委員の皆さんからはよりよい市政の実現に向け、各分野における施策の推進などについて、専門的見地からの判断はもとより、幅広い分野のさまざまな立場から御意見や御提言をいただいています。

これらの審議会、委員会については、条例や規則、要綱などを定める中でそれぞれテーマを持って市の計画や施策に関する審議及び調査をしていただいております。統廃合や委員数の削減を行った場合、1つの審議会、委員会が受け持つテーマが増えることになり、会議回数や時間の増、更には委員個人における負担増などが考えられ、かえって効率が悪くなることも懸念される所です。

また、平成24年4月に施行した士別市まちづくり基本条例や士別市市民参加条例では、多様な手法によって市政への市民参加への機会を設けるとしており、多くの方に審議会、委員会に参加していただくこともその手法の一つであると認識しています。加えて、行財政改革大綱実施計画においても、各種委員会の統廃合については、検討テーマとなっておりますが、より専門的に行政課題に対応するケースが増えていることから、統廃合や定数の見直しは現段階では難しいものと考えます。

しかしながら、今後もより効率的で効果的な行政運営に向けて、常に検討することが必要でありますので、引き続き検討テーマと捉えていく考えであります。

また、審議会、委員会の委員には、団体の代表または副代表が選任される場合が多く、委員構成によっては重複する場合があるため、今後、各団体などに委員をお願いする際には、同じ方が多数の委員会を担わないよう意を配してまいります。

次に、女性委員の登用についてであります。

喜多議員お話のとおり、本市では25年3月に策定した第2期士別市男女共同参画行動計画において、市の審議会、委員会等における女性委員の登用拡大と女性の人材発掘と育成の施策を掲げ、女性委員の登用率が40%以上になるよう目標を定めています。

また、私のマニフェストにおいては、登用率が50%になるよう定めており、26年4月1日時点での登用率は、各団体の代表者などの充て職を除くと約47%になっており、一定の目標には達している状況です。27年度は審議会委員会の改選期を迎えますので、女性委員の割合を更に高めるため、あらゆる機会を通じて働きかけを行い、登用率が50%になるよう取り組んでまい

ります。

そこで、公募委員の応募状況についてであります。

今月末で改選期を迎える28の審議会、委員会において、39人の公募委員を3月16日までの期間で現在募集しています。この募集のお知らせについては、広報しべつ2月15日号とともにチラシを全戸配布したほか、市ホームページや地元紙への掲載で周知を図っているところですが、関心がある市民からの問い合わせが数件あるものの、現段階での応募者数は少ない状況です。引き続き市ホームページやフェイスブックなどを活用しながら、多くの市民が市政への参加を図っていただけるよう周知に努めており、今後においても、市政に参画する機運の醸成になお一層努めてまいります。

なお、公募定数に満たなかった場合には、各審議会、委員会の定数に不足が生じないよう、任用に当たってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

公募に当たって、広く知らしめる難しさというのが非常にあるのではないかなというふうに思っていますけれども、やはり、より多くの市民の意見を伺う、取り入れる観点から努力をお願いしたいと思います。

また、女性の登用率についてなんですけれども、登用人数がパーセンテージが上がってきたということは非常によいことだとは思いますが、女性の方は参加して初めて、その委員会、審議会、協議会の中身の難しさを知られて、私でいいんだろうかという懸念を持たれている方も多々いるように伺っております。

その観点からいくと、よりそういう方に対して発言権を持っていただく、発言をしていただくような委員会の進め方も必要ではないかなというふうに思いますし、また、その方々が発言することによって、誘っていただく、そういう手法もまた考えていくべきではないかなというふうに思います。

以上を申し上げて、1つ目の質問を終わります。

（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目は、薬物乱用防止に向けた取り組みについてであります。

薬物、危険ドラッグの乱用防止に向けた取り組みについて伺います。

厚生労働省は、平成24年に合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の薬物乱用防止対策を策定し、薬物乱用防止教室や薬の専門家による広報啓発を推進するとしております。脱法ドラッグは合法ハーブやアロマ等と称して簡単に入手することができますが、その作用は重大なものがあり、錯乱状態となって事故を起こしたり、けがをしたり、死亡に至った事例も多々報道されております。

その使用者は成人のみならず、低年齢化、高校生、中学生にも広がっております。関係機関

とも連携した次代を担う子供たち、青少年に対する啓発強化と薬物教育の徹底ということが必要だと思えます。

文部科学省が発表している薬物乱用防止教室推進マニュアルには、各地教育委員会の具体的な取り組み事例が紹介されておりますが、本市においては、これまでどのようなことが行われてきたのか、また今後の対策についてお聞かせください。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

近年、麻薬や覚せい剤だけではなく、合法ハーブと称して販売される危険ドラッグと呼ばれる薬物の乱用が急速に拡大し、健康被害や薬物の接種が原因と見られる事故が数多く報道されており、早い時期から薬物乱用の恐ろしさについて、正しい知識を身につけることがますます重要となっております。

まず、本市における薬物乱用防止の取り組みについてであります。

市内の学校の取り組みといたしましては、薬物乱用防止教室の開催による啓発を行っております。今年度、市内の学校においては、小学校は8校中6校が、主に6年生を対象に教室を開催しており、中学校、高等学校では市内全ての学校が全学年を対象に保健体育や特別活動、総合的な学習の時間などで開催しております。教室の講師は、教員のほか、警察署やライオンズクラブ、保健所などに協力をいただきながら、薬物の種類、健康被害に関する講義やビデオ視聴、代表児童・生徒によるロールプレイングなどを実施しています。

その内容としては、薬物の購入を誘われたときの断り方、薬物乱用のきっかけとなる事例の紹介、インターネット社会とのかかわりなど、各学校においてさまざまな内容で開催しており、学校によっては児童・生徒と教職員のほか、保護者も参加し、薬物乱用防止についての理解を深めているところです。

そのほか、青少年に対する薬物乱用防止の取り組みとして、市内の中学生、高校生を対象に、士別市防犯協会による薬物乱用防止キャンペーンを実施いただいております。士別防犯協会や警察署の職員が学校を訪問し、生徒会に違法薬物の知識や薬物乱用の害についての資料を提供し、啓発しているところであります。

また、青少年への指導や薬物乱用防止の理解を深めるため、今年度、地域住民や学校教職員などを対象に、士別地区防犯協会連合会、警察署の主催による地域防犯力パワーアップセミナーを開催し、危険ドラッグから身を守るためにをテーマとして、北海道警察本部の職員を講師に講座が開催されております。

更に、北海道薬物乱用防止指導員上川北部地区協議会による6.26ヤング街頭キャンペーンを開催しており、ふれあい広場の開催時に会場で薬物乱用防止のチラシやポケットティッシュなどの啓発グッズを来場者に配布し、薬物乱用の未然防止を啓発するなど、地域でさまざまな薬物乱用防止に関する取り組みが行われております。

また、今後の対策といたしましては、引き続き各学校で薬物乱用防止教室を開催して指導を

行うほか、保護者、地域住民に薬物乱用防止に関する理解をより一層深めていただけるよう、さまざまな機会を通して啓発を行い、地域全体で薬物乱用を未然に防ぐ取り組みを進めていくことが大切であると考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 今の話といたしますか、昨年、市長の附属機関で、青少年問題協議会というのがございますけれども、その中で、警察署の方がいらっしゃって、生活安全課の方の説明の中で、青少年の補導率、人数の報告がありました。上川管内においては、まだ薬物乱用に関しての補導はないわけですが、特筆すべきことは、実は士別市の補導に関する数字が出てきたときに、家出というのが大半を占めるようでした。それは、プチ家出ということで、1日、2日家出をする。家には帰るわけですが、その間何をやっているかということ、徘徊をする、友達のうちに泊まるなんですから、これももし徘徊をしているときに声をかけられてという懸念はなきにしもあらずだと思いますので、正しい薬物の認識というものを早い段階から教えていくことも必要ですし、また、今ほどは教育委員会からの答弁ですが、これは大人に対してもどういう影響があるかということも、保護者、地域の方に教えていく必要もあるのではないかと、その関係のところにもお願いをしたいと思っております。

以上です。

（登壇） それでは、3つ目の質問に入ります。

3つ目は、診療報酬明細書、いわゆるレセプト分析の実施についてであります。

診療報酬明細書、レセプト分析については、限られた財源の中で市民の健康を守り、増進をしていくためには、医療資源を最適に配分するとともに、医療と介護の連携体制の構築等が必要と思っております。このためには、医療の現状を詳細に分析することが必要不可欠ではないでしょうか。

現在、市民がどのような病気や障害で、どのような治療を受けているのかということがわかるレセプトの分析が極めて有効であり、必要であると思っております。レセプト情報の分析、活用、市民の健康増進を図る対策の一環として、より適切な医療の実施や予防医療の重点的な実施ということが可能になると思われますが、このようなレセプト分析をどの程度実施されているのか、また、今後どのような対応をお考えなのかお聞かせください。

予防医療の効果効率アップは、ほかの地域医療との差別化にもつながるので、ぜひ検討・検証を切に願います。

また、（仮称）いきいきセンター事業とのかかわりについても、少なからずあると思っております。この点についてもお聞かせください。

以上です。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市では、市民の健康増進、生活習慣病予防、介護予防などに効果的に取り組むため、北海道国民健康保険団体連合会の国保データベースシステムや介護保険報酬請求明細に係る審査支払システム、生活保護受給者の医療費レセプト管理システムの3つのシステムにより、それぞれが保有するレセプトデータを分析・活用しながら、保健指導活動などを行っているところがあります。

そこで、レセプト分析の内容と活用についてであります。

初めに、国民健康保険については、1つ目として、医療費が高額となる疾病について、30万円以上のレセプトを抽出して医療費分析を実施しております。2つ目は重複受診への対応として、北海道国保連合会から重複受診者一覧表の提供を受け、レセプトから診療科、傷病名、薬剤の重複について確認し、特に重複服薬対象者には特定健診の結果説明会などの機会により、保健師より指導を行っているほか、長期入院対象者については、基礎疾患などの健康課題を把握し、保健事業に活用しているところです。

分析方法といたしましては、毎年5月診療分に係る診療報酬明細書を生活習慣病予防の視点で疾病分類し、被保険者の現状を確認するとともに、保健指導を実施する際には、必要に応じてレセプトデータとの突き合わせを行うなど、保健指導の現場に反映しているところでありませう。

次に、介護保険では、介護給付のレセプトに関して、北海道国保連合会における介護給付適正化保険者支援業務の中で、入院されている方が介護サービスを請求されていないかなどの突き合わせを行う医療突合支援業務、更に事業所間の給付の整合性の確認や複数月での点検を行う縦覧点検支援業務を実施しており、この結果をもとに給付状況を確認し、疑義がある場合には過誤申し立て等を行い、適正な給付となるよう努めているところです。

また、生活保護のレセプトの点検・分析については、診療内容の点検のほか、重複受診、頻回受診、向精神薬の重複投薬、長期入院の把握を行っており、疑義がある受診者については、ケースワーカーが確認し指導をしているところです。

健康日本一を目指す本市におきましては、特に生活習慣病の発症予防とその重症化予防に重点を置いておりますことから、レセプト分析から予防する対象者の絞り込みと予防しなければならない疾患の把握を行うことは、重要なことと認識しておりますことから、平成27年度から実施する地区担当保健師による保健指導や管理栄養士による食事指導等においても、効果的に活用をしてまいります。

最後に、28年10月にオープン予定のいきいき健康センターとのかかわりについてであります。

現在、市民の各種健診データについて、御本人の同意をいただく中、健康管理システムにデータを入力し、保健指導等への活用を進めているところではありますが、このシステム端末をセンター内にも設置し、効果的な健康相談や栄養指導をデータの分析結果の活用とあわせて展開できるよう整備を図る考えであり、センター供用開始時には、利用者の相談等に円滑に対応できるよう、27年度中に対応する職員体制や日程設定などを含め、具体的な取り組みについての

検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答での一般質問を行います。

最初に、農協・農業委員会等に関する法制度の見直しについてであります。

規制改革会議で議論が進められ、自民党農協改革等法案検討プロジェクトチームで検討されてきた農協・農業委員会等に関する法制度の骨格が政府の農林水産業・地域の活力創造本部で正式に決定され、今国会に改正法案の提出を目指しているところであります。

見直しの主な内容としては、単位農協の理事については、その過半数を原則として、認定農業者や農産物販売、経営のプロとすることを求める規定を置き、その選任に当たっても、年齢や性別に著しい隔たりが生じないように配慮する項の規定を置くとしております。

また、農村社会において生活する上で重要な役割、いわゆるインフラ機能を担っている農協の事業展開の中で、大きな支障が出るのが心配されていた准組合員の利用量規制のあり方については、直ちには決めず、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態、並びに農協改革の実行状況の調査を行い決定するとしており、今後も注視をしていかなければなりません。

また、現在、農協の監査については、JA全国中央会の全国監査機構により、会計監査及び業務監査により運営に当たっての適切な指導とアドバイスを行っており、現在、その役割を十分果たしているわけですが、今回の改革案では、公認会計士法に基づく監査法人の監査を受けることとなりますが、新たな費用負担が予測されるのとあわせて、従来のとおり業務監査を通して、適切な指導を行ってきた方法が継続できるのか疑問が残ります。

この見直しが協同組合の理念や農業・農村の現場実態に合った内容なのか、農業所得の増大や農村社会の活性化にどのように結びつくのかは明確ではありません。長い歴史の中で、農業者が営農と暮らしを守るために、みずから組織した団体に対する過度な介入の感があります。

次に、農業委員会の見直しであります。農業委員の選出については、現行の公選によるものから、市町村議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変更することとし、任命に当たっては、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮する項の配慮規定を置き、委員の人数を現行の半分程度とする方向で検討するとし、更に、議会推薦、団体推薦による選任制度は廃止をすとしております。

また、農業委員会は農地等の利用の効率化及び高度化の促進等の活動を行うため、農地利用最適化推進委員を新たに農業委員とは別に委嘱することとしていますが、この内容では、現行の民主的な運営が継続できるのか、更に、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割について混乱が生じないのか危惧されます。

今後、関係法制度の見直しに当たっては、農業や地域の持続的発展に支障を来さないことと、

何よりも農業者が将来に希望と確信が持てる内容に配慮するよう、北海道市長会等を通じ、政府に対して強く求めるべきだと思いますが、市長の見解を求めます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加に加え、農業所得が減少するなど厳しさを増しており、このため、政府は農業構造改革を加速するとともに、輸出の拡大や6次産業化等によって農業・農村の所得の倍増を目指すことにより、若者が展望を持って営農を継続することができる農業・農村をつくり上げる推進組織として、攻めの農林水産業推進本部を設置したところです。

更に、政府は農業の成長産業化に向けた農協や農業委員会等の一体改革を推進するため、昨年6月、農林水産業・地域の活力プランを改定するとともに、規制改革実施計画を閣議決定したものであります。

この中では、農協法、農業委員会法及び農地法の3法を改正し、農業改革を推し進めようとするものであり、特に農協改革においては、大西議員のお話のとおり、JAの監査、中央会制度、准組合員の事業利用調整の3点が改革のポイントとされました。

これまでJAグループ北海道では、更にその機能を高めるため、組織や事業のあり方の見直しを行うJA北海道改革プランを取りまとめ、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革に取り組むこととしたところでありますので、ぜひともこの改革を尊重すべきものと存じます。

また、農業委員会改革では、公選制の廃止や委員定数の削減に加え、農業委員会法で規定している意見公表、建議を法令業務から削除するといった方針が示されたところではありますが、農業委員会等の見直しの検討に当たっては、当事者である農業委員会や農業者など、関係者の意見を広く聞き、地域の実情を十分把握した上で慎重な議論を尽くすことが必要であると存じます。

また、このたびの一連の農業改革に当たり、昨年12月、北海道議会を初め士別市議会や道内市町村議会では、反対あるいは慎重な議論を求める意見書を国に対し提出されました。しかしながら、政府与党とJA全中は2月9日、通常国会に関連法案を提出する農協改革の骨格について合意し、安倍首相は12日の施政方針演説の中に60年ぶりの農協改革を断行すると宣言した上で、3月下旬にも農協改革関連法案を国会に提出するとの報道がありました。

このたびの改革に当たっては、地域の多様な農業に目を向けないまま議論がなされている傾向にあり、大規模でかつ専門制が高い農業を展開している北海道において、農業協同組合や農業委員会は地域農業の発展になくてはならない存在として農業や農村地域を支えてきているだけに、多くの農業者等から将来に不安の声が上がることも十分理解できるものであります。

また、農協は協同の力を結集し、農業と地域社会に根差した組織として、地域の振興発展にも大きな役割を果たしていただいておりますし、また、農業委員は地域で営農に取り組み、地

域に責任を持つ農業者の代表として大変御苦勞をいただいておりますだけに、このたびの改革によって、農業所得の向上や農業が成長産業としてどのように結びついていくのか等について、国は農業者や農業関係団体に対し、丁寧な説明を行う必要があるものと考えます。

既に北海道市長会においては、農業改革について生産現場に混乱が生じることのないよう、道内の農業関係者等の意見を広く聞くなど、地域の実情を十分に把握した上で進めることを、昨年秋の国への要請事項として決議し、関係省庁に要望してきたところであります。

本市の農業・農村は開拓以来、先人たちのたゆみない努力によりさまざまな農業情勢の変化に対応しながら、経営規模の拡大や生産基盤の整備、更には、機械化などが進められ、水稲、畑作、酪農畜産の3部門がともに均衡ある発展を遂げており、道内でも有数の食糧供給基地として発展してきただけに、今後とも国会での議論の動向を注視するとともに、地域の実情に見合った農業政策が必要であることを基本とする姿勢を堅持し、あらゆる機会を通じて発信してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、農業を学べる環境づくりについてであります。

本市は明治32年に、最北で最後の屯田兵の入植によって開拓のくわがおろされ、先人たちの開拓精神とたゆまぬ努力によって農林業を基幹産業として発展してまいりました。特に農業については、恵まれた土地と農業者の先進的な取り組みによって、良質な農畜産物を安定的に供給しながら、食料自給率の維持向上と地域経済に大きく貢献をしてまいりました。

しかし、農業者の高齢化や次世代を担う後継者不足によって本市農業の持続的発展や農村地域のコミュニティー機能の維持が厳しい状況になりつつあります。本市の農家戸数は昭和29年から昭和35年にかけてのピーク時には約4,000戸だったのが、本年3月末には700戸を割ることが見込まれ、更に減少傾向が続くことが予測されます。

全国的にも同じ傾向にあり、この危機的状況の解決のため、政府は平成25年に閣議決定した日本再興戦略の農業分野の取り組みの中の一つとして、青年就農の定着があります。具体的に新たに農業につき定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を現在の約20万人から、10年後には約40万人にすることが目標とされております。

国では、その手段として、青年就農資金を充実するとしていますが、実際、新規就農する上での課題として最も多いのが営農技術の習得で、次に資金の確保や農地等の生産基盤の確保となっております。

農業者は技術者でありながら経営者でもあります。特に農業技術は一定の期間、実践を通して習得することが望ましく、そのためには農業を学べる環境づくりが必要であります。

市長は、平成27年度の市政執行方針で、今後の地域農業を支える新たな人材確保に向けて水稲、畑作、酪農畜産、羊の飼養などに意欲的な就農希望者を受け入れることができる施設の整備や受け入れ態勢についての検討を進めるとしてありますが、その具体的な構想と考え方について

てお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

士別市の農業は、稲作、畑作、酪農畜産を中心に、大規模で専門的な経営が展開されており、地域の基幹産業として本市経済を牽引しておりますが、ここ数年、農家戸数、農家人口の減少、専業従事者の高齢化などにより、農業生産に必要な農村環境や地域コミュニティを維持していくにも厳しい状況が続いており、農業・農村の活力低下が懸念されております。

こうした厳しい状況の中、本市農業・農村が持続的に発展し続け、足腰の強い農業経営基盤を確立するためには、土づくりを基本に、良質で安全・安心な農畜産物の生産を促進しながら、地域農業を担う意欲的な担い手及び新規参入者の確保、育成を図りつつ、魅力ある農業の確立と活気あふれる農村を構築していく必要があります。

そこで、市政執行方針における水稻、畑作、酪農畜産、羊の飼養などに意欲的な就農希望者を受け入れることのできる施設整備とその受け入れ態勢についてのお尋ねであります。

この取り組みは、本市では人口減少が続く中であっても、活力ある地域社会を創造していくため、地方創生に掲げる地方における安定した雇用を創出する、その対策として位置づける中、農業分野における新たな担い手を創出しようとするものです。

現時点での構想といたしましては、耕種農家、酪農畜産や羊の飼養などに意欲のある就農希望者、地域農業担い手を全道、全国から募集し、その受け皿となる体験研修が可能な施設整備を進めるとともに、研修就農に必要な支援制度についても拡充するなど、本市の受け入れ態勢を構築していこうとするものであります。

まず、地域農業、耕種農家の担い手の確保、育成に向けてであります。

本市の農家戸数は平成17年の合併時から比べ、約280戸が離農しており、現在720戸となっております。さまざまな要因があるにしても、減少に歯どめがかかっておりません。このためにも、地域農業を支える新たな担い手の確保、育成は急務であり、地域農業者と連携を図り、関係機関や団体が有するノウハウを結集し、農業経営に必要な技術や知識が習得できるよう、閉校している学校校舎の一部を改修し、（仮称）農業研修センターとして活用しようとするものです。

あわせて就農研修支援策の拡充も含め、受け入れ態勢を構築しようとするものであり、3年程度研修した後は、市内での就農を目指してもらおうとするものであります。

なお、国では新規就農者の定着を図るための対策として、今年度から青年等就農資金を新設しましたので、就農される際には、該当者等への周知に努めてまいります。

次に、酪農畜産の担い手の確保、育成に向けてであります。

後継者不足は耕種農家に限ったものではなく、酪農畜産といった分野でも懸念されております。酪農畜産分野への新規参入には、多額な投資と技術習得に時間を要することから、希望者も限られており、また一酪農家では酪農研修生を受け入れていくことが困難な状況にあるため、既に研修生を受け入れているデイリーサポート士別の関連施設等において、経産牛等の飼養管

理や飼料調整等の技術研修を実践した後、離農を検討されている酪農家を継承してもらうものであります。また、こうした研修を初め、酪農畜産の担い手の確保、育成に係る支援策については、今後関係者や団体と協議の上、検討してまいる考えであります。

次に、羊飼養者の確保、育成に向けてであります。

ピーク時には43戸の飼養農家を数えたサフォーク種羊の飼養農家も、現在5戸にまで減少しております。これまで町の顔として観光分野、まちづくりの柱としてきたサフォーク種羊を今後とも守っていくためにも、意欲のある若手飼養者の確保、育成が不可欠であり、第三セクター羊と雲の丘観光株式会社や士別めん羊生産組合との連携を強化し、羊の飼養を目指す研修生や地域おこし協力隊等を受け入れ、研修後は市内で飼養農家を目指してもらうものであります。

このように、地域農業の振興を目指し、各分野における取り組みを進めていく考えであります。この推進に当たっては、JAを初め農業関係機関や関連する団体、更には、地域農業者の理解と協力がなければ前進できませんことから、さまざまな関係者との連携を強化し、新たな視点に立ち、農業が魅力ある産業として更に振興できるよう取り組みを進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） ただいまの回答をいただきました。

その中で受け入れ施設の整備、閉校した学校の一部を利用するという答弁でありました。具体的にもう少し教えてください。

○議長（丹 正臣君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

この受け入れを予定している学校につきましては、現在、耐震基準を満たしている中多寄小学校を一つ想定しております。そこを全て使うのではなく、一部改修いたしまして、そこでの研修施設としての機能を設けていく。

もう一つは、実際に研修生を受け入れたときに、そこでのフィールドの中で実際に就農研修していただくのがいいのか、実際に地域農業者の中に入っていただいて、例えばハウス園芸等をやっているような農家さんのほうで研修していただくのか、これについてはまだ詳細は決めておりませんが、こういったことを基本に構想を具体的な計画にしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 以前に議会の中で、中多寄小学校の跡の利用については、骨格が決まった段階で地域あるいは市民の意見を聞きながら詰めていくというお話でありました。

それで、先ほどの答弁では、関係機関との連携をしていくということは、これは大事なことでありますから、それはぜひお願いをしたいと。

それから、地元あるいは広く市民の意見を聞くということについてはどうお考えなのか。

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君） 再々質問に対してお答えいたします。

こういった取り組みをする上でも、全て行政が行っていくことにつきましては、当然限界がございます。こういった取り組みを進めるに当たっては、農協さんなり、農業関係団体、更には地域の農業者の理解がなければ進みません。

そうした意味でも、この地方創生に絡みまして、一昨日、斉藤 昇議員の質問にもお答えしたとおり、こういった構想を進めるに当たっては、広く関係者の意見、市民の意見等をお伺いしながら、こういった構想がより具体的なものになるよう、いいものになるように関係者の意見を集約しながら、具体的な制度設計に当たってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、生産性の高い健康な土づくりのための土壌診断についてであります。

我が国の農業は、人が生きていく上で必要な食料の生産や国土保全などの多面的な機能を持ちながら、消費者が求めている食の安全・安心と安定供給について、今日まで重要な役割を果たしてまいりました。

しかし、現在は国際化の影響や地球温暖化傾向の中で、少雨による干ばつや、逆に局地的な大雨や長雨など、気象変動によって大きな被害を受けることなど、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、本市においても、農業者の皆さんは生産の基本である土づくりのため、堆肥の投入や緑肥作物の導入による土壌改善、排水対策等の土地改良を行い、地力維持、向上のために懸命に取り組んでおります。より生産性の高い健康な土づくりのためには、土壌の状況を把握することと、土壌の持つ力を理解することが重要であり、それによって適正な堆肥及び土壌改良剤や肥料の投入等で健康で豊かな土壌が生まれ、生産性の向上と経費の無駄を削減できることから、土壌診断は土づくりにとって必要不可欠であります。

しかし、本市においては、現在、土壌分析を行う機関はなく、簡易なペーハー測定を上川農業改良普及センター土別支所で行っているのみであり、基本分析や微量要素分析については、他の行政機関や民間の分析施設に土壌サンプルを送付して分析を依頼している状況にあります。

土壌分析は、毎年、輪作に応じて事前にきめ細かな診断によって適正な土壌改良を行い、生産性の高い健康な土づくりを目的とします。土壌分析を行うには、スピード感を持って速やかに対応できることが大切であり、それには身近に分析ができる施設が必要であります。

本市における土壌分析施設整備の考えについてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

大西議員より、生産性の高い健康な土づくりのため、土壌分析施設の整備に向けた御提言が

ございました。

本市の総合的農業施策方針であります土別市農業・農村活性化計画においては、土づくり、人づくり、収量アップと農村づくりを柱としており、中でも土づくりは農業の原点であり、作物の生産において極めて重要かつ基本的なものと位置づけているところであります。

その中でも、土壌分析については、議員お話のとおり、作物の安定生産のために土壌養分を適正な状態に保つだけでなく、土壌の化学性や物理性の把握には欠かせない取り組みであり、それに基づく肥料等の施用は、生産性の向上や経費の低減と農業経営に有用であると認識しております。

本市で行われている土壌分析は、上川農業改良普及センター土別支所における簡易分析に加え、道内の土壌分析センターにおける微量要素などを含めた分析となっております。土壌分析センターにおける分析費用については、JA北ひびきからの助成に加え、平成26年度からは土別市集落代表者会議で協議を行う中、中山間等地域直接支払交付金事業により経費の一部助成措置を講じたところであり、このことで、農業者の負担は軽減されております。

土壌分析センターにおける22年度から5カ年間の実績としては、22年度の実施者数は242戸で、分析点数は896点、23年度は194戸、747点、24年度は154戸、445点、25年度は169戸、454点、26年度は実施者数133戸で分析点数は440点となっております、この間の農家戸数の減少はあったとしても、いずれも減少傾向となっております。

現時点において、分析実施者数等の減少要因が十分に把握できておりませんので、JAとともにその要因把握に努めるとともに、土壌分析における農業者の費用負担の軽減について、集落代表者会議の意見を伺ってまいりたいと存じております。

ちなみに和寒町と剣淵町の実態といたしましては、いずれの施設も簡易分析のほか微量要素を含む一般分析を無料で実施しており、年間の一般分析実績は和寒町で150戸、点数で900点、剣淵町では250戸、1,600点で町内の全農業者に対する実施者数の割合は、いずれも6割程度とのことです。更に、和寒町においては、分析結果に基づく施肥設計による改善指導の実施、一方、剣淵町においては、普及センターの協力を得て施肥設計に係る相談会を実施するなど、分析結果を活用されているとのことです。また、施設の運営につきましては、両センターとも町とJA北ひびきが運営主体となっており、土壌分析のほか試験研究や担い手研修など、センターの事業全般を推進する体制として、和寒町で10人、剣淵町では短期間の雇用も含めて10人程度の職員を配置しており、年間の運営経費について、和寒町ではその30%、剣淵町では25%を農協が負担していると伺っております。

そこで、仮に土壌分析施設を整備するに当たっては、分析点数見込みに基づく施設の規模や施設整備費用に加え、分析業務に従事する専門的な知見を有する人材の確保、年間の運営経費についても、和寒町や剣淵町では農協も負担していることなどもあり、現段階においては検討すべき課題も多くありますので、まずはそのあり方等について、集落代表者会議や農協などの意見を伺ってまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 土壌分析行為というのは、数値を依頼者に証明をするという行為なんで、いわゆる計量法に基づく行為ですから、環境計量士、国家資格ですけども、その人材を置かなきゃならんということになっています。ただ、行政機関で運営する場合はその限りでないということですから、これは国家資格を持った環境計量士を置くということになると、相当ハードルが高いんで、ぜひ行政機関で運営するということがベターだと思います。内容については、いろいろと検討が必要だというふうに思います。

もう一つは、今あり方等について検討していくということでもあります。私の記憶では、過去に農政対策協議会等々からこの要望がありました。その前に、農業委員会からも建議として要請が上がったというふうに記憶しておりますけれども、その都度土壌分析の整備については、そのあり方について農協と検討したいという回答でありました。相当過去からそういうことで検討されておるようですから、その検討の経過についてお伺いしたい。

○議長（丹 正臣君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

まず、仮に施設を設置した場合、そこの判定を行う、専門の知識を有した方ということで、今お話のとおりそういった専門知識を有する方が必要でございます。ただ、地方自治体が設置する場合についてはその限りでないということも伺っております。

また、こうした土壌分析につきましては、実際の流れをお聞きしますと、収穫が終わった11月ぐらいに、それぞれ農業者がそのサンプルを持ってまいりまして、今、三笠にある分析センターのほうに農協さんが送り込んで、2月ぐらいにはその結果が出るということでもあります。実質業務に当たっているのは半年程度ぐらいしかないということで、その人材を例えば確保する、配置するにしても、人材の活用のあり方等難しさもあるのかなと思っております。

次に、農協さんとのそういった検討の経過ということで、具体的に事務方でいろいろちょっとお話はさせていただいているケースがございます。その中で、先ほど御答弁したとおり農業者のニーズ、施設建設、運営費用のことなどについて、事務段階ではいろいろお話をさせていただいておりますけれども、正式に農協さんとの協議という段階にはまだ至っていなかったということについては、ちょっと私どももそういったことに意を配すべきだったと思います。

ただ、こうした土壌分析施設の御提言ということがありましたので、この後については、農協さんなど、農業者の意見もお伺いしながら、この土壌分析診断施設のあり方については、広く意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 例えば、先ほど質問させていただいた農業研修施設、ここにこの施設を配置することも検討してほしいというのと、もう一つ、専門家が当然必要でありますけれども、

冬期間、農業者の若い青年たちが、自分たちの勉強も含めてこの土壌診断にかかわるということも考えてみてはどうかというふうに思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再々質問についてお答えいたします。

これから整備を進めていく農業研修センターの中での例えば土壌分析の施設設置についてということで今お話がございました。

農業研修センター自体は、どういったものにしていくのか、まだ現在構想段階でございます。今、大西議員からお話のありました、例えばそういった施設の中に土壌分析ができるようなものが実際可能なかどうなのか、そういったことも含めまして、何と言っても人の配置、確保、これが重要でございます。一方で、若手農業者の活用といったことも御提言がありました。

農業研修センターについては、担い手の確保といった観点から、例えば親元就農されるような方もそういったところで一定期間学んでもらうことも可能であるかなと思っております。そういった活用につきましても、今後広く、いろいろな方々の意見を聞きながら、農業研修センター自体をどういったものにしていくのか、十分検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市行財政改革大綱に基づく定員適正化計画と職員研修についてであります。

本市は多様化する行政ニーズに限られた財源の中で対応していくためには、従来の手法による経費の節減や事務事業の見直しのみならず、行政が市民に対して何をなすべきか、市民が行政とどのようにして協働していけるのかといった視点で市民と行政がともに知恵を出し合い、抜本的な改革を行うことが求められていることから、財政運営の指針とするため、平成18年5月に前期5年、後期5年の計画とする士別市行財政改革大綱を策定しております。

その中で、職員定員等の適正化の推進の考え方として、業務の効率化や民間活力の活用などを踏まえ、将来の組織体制のあり方を検討して、財政の健全化と公共サービス向上の均衡を保ちつつ、本市の特性を踏まえた適正な定員を設定するとして、この適正化の推進の根幹をなすものとして定員適正化計画を策定しております。

平成18年から22年までの5年間を計画とした前定員適正化計画では、計画開始時の407人に対する職員数を23名減の384人、削減割合で5.7%の計画に対して、実績は51人減の356人、削減割合で約12.5%、約2倍となっております。その要因としては、組織機構の見直しもあるようですが、予想を超える中途退職者や採用予定者の辞退などとされております。新たな定員適正化計画を平成26年4月に、計画期間を平成29年までの4年間、終了日を平成30年4月1日として策定をされております。

計画開始時344人に対して、見込みを328人としており、16人の減で削減割合で4.7%であります。前適正化計画の実績から見ると、28人減の削減割合で7.9%となっております。計画時

の年齢構成では、50歳代が24%、40歳代が22%、30歳代が26%、20歳代及び20歳未満が28%で、年齢構成については一定の平準化が図られておりますが、55歳以上の職員が58人で、この構成比で17%、比較的多い実態にあります。計画期間中にほとんど定年を迎えることとなります。

一方、採用予定は計画期間で35人としております。将来に向かって、市民の多様なニーズに的確に対応しながら、今後も国の制度や法改正等による事務量の増加も予測され、更に、専門化、高度化が強く求められている中で、この定員適正化計画の職員数で十分対応できるのか、考え方についてまずお伺いをいたします。

次に、職員研修であります。すぐれた行政運営をするためには、すぐれたスタッフが必要であります。研修を通して、職員一人一人がみずから能力開発に取り組み、市民感覚、経営感覚、チャレンジ意欲、豊かな感性と人間性を備えた職員を育てることが重要であると考えます。

そこで、行財政改革大綱で示されている職員の研修の内容と期待をする効果及び研修に当たり研修体系を具体的に示した研修計画に基づいて実施しているのか、あわせてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、職員定員適正化計画についてであります。

定員適正化計画は土別市行財政改革大綱における職員定数等の適正化の推進の根幹をなすものとして、効率的かつ効果的な行財政運営を念頭に、安定した市民サービスが提供できるよう、事業実施に必要な適正な定員を確保することを目的として策定いたしました。

平成26年4月に新たに策定した現行の4カ年計画についても、市民サービスの向上と市民の安全・安心の確保、より一層の行財政改革の推進を行うための効率的な職員の配置を主眼としております。

しかし一方で、18年度からの前計画期間においては、中途退職者や採用予定者の辞退によって職員数が減員となった一方で、地域主権改革による権限移譲などにより業務量が増えたことで、超過勤務の増加につながる結果ともなりました。同時に、近年では職員のメンタルを含めた健康面の配慮もしなければならない状況にもなっております。

こうしたことから、現行の計画では現状の職員数維持を原則としつつ、人口規模に見合った自治体経営も必要になることから、人口減少分の補正として毎年1人を減員しながら定年退職者の補充を行う計画人員としております。

なお、突然の中途退職などにより計画職員数に満たない状況となった場合には、次年度において欠員数を考慮した採用を行うなど、適宜見直しを図り、柔軟な対応をとることで、充実した市民サービスに対応できる体制を確保してまいりたいと考えております。

なお、再任用職員については、短時間勤務の形態が多いため適正化計画の職員数に算入されませんが、今年度から運用を再開し、今後は増員が見込まれますことから、これら再任用職員を適所に配置し、これまでの経験を生かし、より専門的な業務に当たることで、年々多様化、

高度化する市民ニーズに的確に対応していきたいと考えております。

次に、職員研修の内容と期待する効果についてであります。

本市の職員研修は、行財政改革大綱における職員人材育成の推進の中で、職員研修の充実として実施しており、また、18年に策定した新士別市職員人材育成基本方針においては、1つには、市民の立場に立って考え、市民とともにまちづくりに取り組む職員、2つには、社会経済環境を的確に把握し、コスト意識を持って広い視野から政策に取り組む職員、3つ目には、責任感と倫理観を持ち、市民から信頼される職員、この3つを目指す職員像に掲げ、職員研修を人事管理や職場の環境づくりと並び、人材育成方法の柱として位置づけをしております。

職員研修の実施方法については、研修の種別を自己啓発、職場研修、職場外研修の3つに区分し、毎年度職員研修計画を定め実施をしております。

各区分の主な研修内容は、自己啓発としては、自主研修グループなどによる行政課題の調査研究、職場研修としては、各職場で勉強会などを通じ、日常業務の知識、技能などの修得、職場外研修としては、政策形成やストレスマネジメントなど、課題別に外部講師を招き、北は浜頓別町から南は和寒町までの市町村で構成する北・北海道中央圏域定住自立圏にて合同開催している集合研修を初め、市町村アカデミーなどの研修施設で受講する委託研修などを実施しているところであります。

また、これまで北海道などとの職員交流による派遣研修を実施し、更に市民との協働のまちづくりを進める中で、市民の目線に立った考えを持つことが重要でありますことから、一般社団法人士別青年会議所に2人が入会しているほか、今年度、新たに実施している30歳代までの職員による政策研究提案研修の一環として、各種市民団体やまちづくり塾との意見交換の場を設けるなど、これらの研修としての取り組みが市民の率直な意見を聞く機会づくりと今後の人脈づくりにつながることを期待しているものであります。

人材は地域の宝とも言われ、無限のものであります。この地域が更に発展するためには、まずは職員一人一人がみずからの能力開発に取り組む意識が重要であることは申し上げるまでもなく、今後も自己啓発と自己研さんを推進するため、研修を更に充実してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問させていただきますけれども、正規職員が削減になった一方で、臨時、非常勤職員が増加している傾向があります。26年4月時点で262人となっておりますが、今後この臨時、非常勤職員のあり方について、まず伺いたいというふうに思います。

それから、超過勤務ですけれども、どうも事務量が増加している中で、年々超過勤務が増加傾向にあるのではないかと予想しております。24年度で対象の主査職以下で職員1人当たりの時間数が平均で、超過勤務が136時間となっておりますけれども、直近でどれぐらいになっているか、26年でしょうか。直近でどれぐらいになるのかということと、あわせて研修について

の自己啓発、当然でありますけれども、体系に織り込まなきゃならんというのが、例えばマネジメントアップ、それから意識改革、行動力アップ、スキルアップだというふうに思いますけれども、この点についての見解もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

職員研修のスキルアップ等について、ちょっと私のほうから答弁申し上げ、超勤などについては総務部長からお答えをさせていただきます。

職員研修というのは、今、大西議員おっしゃったとおり、いろいろな場面でいろいろな体験あるいはいろいろな人と会うことによって自分がスキルアップしていくことのほか、いろいろな切り口によっては、いろいろな研修のあり方というのが考えられるというふうに思います。

そういった中で、例えば法令研修ですとか、あるいは初級としては接遇などもございますけれども、そういった職場にかかわる研修など、これはそれぞれの年代に応じて、例えば若い職員、中堅職員、あるいは幹部職員というように、それぞれスキルアップしていけるようなカリキュラムを組んでいくのは一つございます。

また、そのほかにもいろいろ研修というのは、多くの人と会って、現在の職務とは関係のないことを研修することによって、それがさまざまなその後の職務に生きてくるとような研修もあろうかと思えます。適切な言い方でないかもしれませんが、人材育成というのは、よく農業に似ているなど考えることがあります。例えば農業では輪作体系というのが重要なわけでありましてけれども、職員というのは定期異動などによって、いろいろな職場を体験することによっていろいろな知識が身についていく。あるいは、職員研修というのは、輪作の中では休閑緑肥というのが必要なわけでありましてけれども、休閑緑肥自体は何も生産性を生まない、例えば種代ですとか、肥料代ですとか、そこにはコストがかかって生産はないわけでありましてけれども、そこが、その後いろいろな作物が各輪作で回ってくることによって、相当大きな収穫となってくるというようなこともありますので、そういった研修ということも考えられますので、いろいろな場面で、いろいろな体験をしてもらえよう、その中で職員がしっかりスキルアップしていけるような、この中で具体的に今現在のこのメニューということは申し上げられませんけれども、いろいろなところでそういう場があると思えますので、そういったものをどんどん取り入れていくことによって、スキルアップにつなげていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 臨時職員の関係と超勤の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、臨時職員の関係でありますけれども、この臨時職員については、大西議員のお話にあったように、260名に余る方々に現在仕事をいただいている状況にあります。これは、業

務を遂行していく上で必要最小限ということを考えながら、その任用に当たっているところでもありますけれども、今後もそういった意味では、臨時で非常勤職員の皆さんのお力をかりながら、この行政を推進していくという体制については、方向的にはそういうことによっていかなければならない状況にあるのではないかなというふうに考えています。

また、超勤のお話もありました。25年度で136時間という状況で推移をしています。26年度については、まだ取りまとめ作業を正式に終わっておりませんが、中間的な状況を見ると、大きな変動はないのかなということでの考え方を持っております。超勤等々については、またメンタル面等、あるいは健康管理の面においても大きな影響のある状況があってはいけないということになりますので、その超勤の管理については、十分意を配していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 特に超過勤務は、今、総務部長が言われたように、メンタル的な影響が非常に多いということで、これについては、組織機構のあり方も含めて、できるだけ超過勤務を解消するべく努力が必要かなというふうに思います。

もう一点、本市で職員研修規定の中に、いわゆる職場研修があります。課長が職場研修の実施計画を市長に上げて実施するという事になっているはずなんですけれども、直近では25年度ですかね、の実施状況についてお答えいただきたい。

○議長（丹 正臣君） それでは、暫時休憩をし、時間をいただきたいと思います。

(午前11時34分休憩)

(午前11時39分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今の、再々質問で大西議員のほうから質問のあった職場研修の関係については、この後ちょっと数字等々を調査して、後ほどお答えさせていただくということにさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最後に、市立病院の診療体制についてであります。

市立病院は昭和29年に国民健康保険病院として診療開始以来、さまざまな沿革を経て、現在14の広範囲な診療科と各専門外来や内視鏡センター及び透析センターや検診センターのセンター機能をもち、本市の中心的な医療機関として市民の健康を守るための役割を果たしております。

一方では、人口減少や医師を含めた医療スタッフの不足もあって、厳しい運営となっているのが実態であります。今後についても、医師、看護師不足のできる限りの解消による診療体制の充実と市立病院経営改革プランの実践を通じて、市立病院を存立させる一層の努力をしなければなりません。

そこで、小児救急の診療体制について伺います。

市立病院は二次救急病院に指定されており、365日、24時間救急外来を受診することができますが、小児救急については、外傷を除き、名寄市立総合病院での対応となっております。小さなお子さんは夜間の急な発熱などが多いことから、一刻も早く医療機関での診療を受けたいと思うのは当然であり、特に冬期間に自家用車を使用するとき、天候の状況や道路事情によっては危険を感じることもあります。その解消のためには、近距離で速やかな受診が可能な士別市立病院での夜間・救急の小児科診療を望む声が数多くあるのは理解できます。

急な腹痛や発熱のときに、士別市立病院の救急外来で診察ができないのでしょうか。子育て日本一を目指す本市にとって、安心して子育てができる診療体制を確保することが必要と考えます。望ましい小児救急診療体制のあり方について考え方をお聞かせください。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市における小児科医療については、平成18年度まで旭川医科大学からの3名の常勤医師派遣により外来、入院診療を行っておりましたが、小さなお子さんは夜間の急な発熱などが多く、24時間勤務が何日も続く場合があるなど、小児科医師にとっては非常に厳しい勤務体制となっておりました。

このような状況は、名寄市でも同様であったことから、上川北部圏域として小児科医療を守るため、センター病院である名寄市立総合病院に小児科医を集約することによって、医師の負担軽減を図る中、外来、入院診療はもとより一般の救急外来とは別に、小児科独自の救急体制を確保し、19年度からは士別市立病院では、名寄市立総合病院からの出張医による平日の外来診療のみの体制となったものであります。

そこで、士別市立病院における小児科の夜間・救急の診療の現状についてであります。

小児疾患の原因となる疾病としては、さまざまなものがあり、大人が発症することがまれな疾病も数多くあります。例えば呼吸器疾患ではRSウイルス、アデノウイルス、マイコプラズマによる肺炎、消化器疾患ではロタウイルス、アデノウイルスによる胃腸炎、神経疾患では熱性けいれん、アレルギー免疫疾患では気管支ぜんそく、感染症では溶連菌感染症、水痘、麻疹などが多く、いずれも症状としてあらわれるのは発熱、腹痛、嘔吐が主であり、更に急激に症状が変わることがあるのも小児疾患の特徴でもありますが、小児や児童においては、単におなかが痛い、頭が痛いなどを訴え、的確に病状を医師に伝えることができない場合があり、加えて年齢、体重に応じた薬の処方など、小児科専門医でなければ正確な診療が難しいものであります。

こうした状況から、現在、市立病院では小さなお子さんが転んで頭を打ったり、魚の骨がのどに刺さったなど具体的に症状がわかる場合は救急での対応をいたしておりますが、発熱、腹痛などの場合は、お子さんの安全を第一に考え、名寄市立総合病院の小児科を受診していただいております。

また、時間外、休日などに市立病院での受診を希望される保護者からの問い合わせに対しましては、看護師から現状を説明し、御理解をいただいているところでもあります。ただ、平成25年11月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査においても、士別市立病院での夜間・救急の小児科診療を望む声が多く寄せられたことから、地域政策懇談会において、こういった現状を説明させていただくとともに、市内全戸に改めて文書で周知したところですが、今後においても、名寄市立総合病院小児科を受診する際のひとり親家庭に対する交通費助成制度の周知や小さなお子さんをお持ちの保護者の方が休日・夜間の急な子供の病気にどう対処したらよいのか、病院の診察を受けたほうがいいのかなどの判断に迷ったときに、小児科医師、看護師への電話による相談ができるように、厚生労働省が設けている小児救急電話相談事業、更に日本小児科学会のインターネットによる子供の救急などの周知にも努めてまいります。

今なお全国的に小児科医師が不足している状況から、現状においては、圏域のセンター病院である名寄市立総合病院との連携により、上川北部全体で24時間安心して受診できる小児科医療体制を守っていくことが現状では最善と考えており、こうした状況について、改めて市民の皆様のご理解を得るよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 以上で質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時49分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 先ほどの大西議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

職場研修についてでありますけれども、職場研修は所属長が日常の業務を通じて職員の能力開発を行う研修として実施をされています。これまで総務の関係で申し上げますと、入札あるいは選挙、それから広報やホームページの関係、それから統計、このほか健康管理ですとか、衛生管理、接遇、保育の関係、それから確定申告、こういった分野で多くの研修がされてきております。

25年度では、15件の報告がございます。ただ、全ての研修が報告されていないという状況もありますので、今後そういったことの、規定の見直し等々も含めて、報告、計画のあり方について検討していく考えです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 11番 十河剛志議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 平成27年第1回定例会に当たり、通告に従い、一問一答で質問させていただきます。

まず1項目めは、健康長寿日本一について質問いたします。

先日、文化センターで行われました土別で暮らし続けるためにひとり暮らしでも困らないまちづくりをテーマとした、土別高齢者支え合い事業の研修会に参加させていただきました。文化センター研修室に自治会の福祉パトロールの方や高齢者などの見守り事業所の方など、130人ほどが集まり、研修室が超満員になっており、市民の支え合い事業への関心の高さを感じました。

講師には、さわやか福祉財団の方々に、新しい地域支援事業助け合い活動とはと題しまして講演をいただき、事例発表では比布町、旭川市、枝幸町からお越しいたいただき、各地域の取り組み状況をお聞きいたしました。地域ごとの住民と課題を出し合い、克服しながら各地域で頑張っているお話をお聞きして、土別での高齢者支え合い事業に生かしてもらえないかと思えます。

土別だけではなく、日本社会全体が少子高齢化の影響もあり、世界でも例のない超高齢化社会を迎えようとしている中で、介護を支える仕組みづくりが必要であり、避けては通れない現実であります。

しかし、介護保険制度が平成12年に立ち上がり、当初は全国で介護保険の総費用が約3.6兆円であったものが、平成22年には7.9兆円と2倍以上の費用となり、市においても介護保険特別会計の予算額が平成12年には約12億円だったものが、平成22年には約18億円と1.5倍の規模になっているのが現状です。その間、制度の改正があり、サービスの充実を行ってはきていますが、今後、団塊の世代と呼ばれる方が介護を必要とする年齢になってきたときに、同じサービスの提供が継続して実施できるのかどうか、不安な一面もあります。

現に、国のほうでは、要支援の方の介護は国が面倒を見るのではなく、各地域の自治体の制度として、地域に合った形に見直すことを求めています。介護保険制度設立当初は、介護重視型のサービスが主流でしたが、その後、介護が必要となる前から高齢者の健康づくりや介護予防といった予防重視型のサービスへと転換されてきました。

土別市では、介護予防事業として介護予防教室やサフォークジム、サフォーク元気クラブなどを行い、介護予防ケアマネジメント事業として利用対象者に対してサービスの利用の調整などを行ってきていますが、介護予防事業の今までの成果と今後の普及、参加者数の拡大をどのように行っていくのかお聞かせください。

また、第6期介護保険事業計画では、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて、民間企業やボランティア、NPO、社会福祉法人など、サービスを担う団体の支援、協働体制の充実、強化を図ることにより、多様な生活支援サービスを整備していきますとあります。民間企業やボランティアの人材確保は難しいと考えますが、どのように確保していくのか、育成しているのかお考えをお知らせください。先日の研修会でもお話しされていた有償ボランティアを考えておられるのかも、あわせてお聞きいたします。

次に、健康マイレージ制度についてお聞きいたします。

昨年、文教厚生常任委員会では、行政視察で静岡県袋井市に健康マイレージ制度についての視察をさせていただきました。袋井市は静岡県の西部に位置し、人口8万7,273人のマスクメロンのとてもおいしいまちです。日本一健康文化都市宣言を制定しており、市民一人一人の主体的な健康づくりを基本に、より健康的な生活習慣の定着を目指した市民運動として健康チャレンジすまいる運動を展開しています。

袋井市の健康マイレージ制度は、運動系と食事系の健康づくりの目標を立て、実践状況とウォーキング状況を7月1日から11月30日の5カ月間記録して市に提出することにより、実践状況に応じたポイントを取得し、公共施設利用券や民間の登録サービス券との交換または幼稚園、学校への寄附もでき、母校や地域の幼稚園へ寄附することにより、社会貢献につながり、一人一人が地域の担い手という役割を持ち、自分が必要とされているという責任感を生み出すことで、生きがいとやりがいの創出につなげています。寄附の多い幼稚園では、遊具購入の一部として活用されている点が袋井市の健康マイレージ制度はすぐれています。

健康マイレージ事業は全国各地で導入する自治体が増えてきており、多くの自治体は健康に対する目標に対して、自己申告でポイントを与える方式が多く、健康イベントの参加や健康診断受診でポイントをつけることで、受診率が約1割増えた自治体もあります。健康づくりの関心を高め、検診受診率を向上させることにより、健康寿命の延伸を図り、また介護予防及び医療費の適正化につながる健康マイレージ制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

次に、ロコモティブシンドローム対策について質問いたします。

ロコモティブシンドロームとは、具体的に骨や関節、筋肉などが衰えると寝たきりになり、介護を必要とする状態のことです。2010年の国民生活基礎調査をもとに、要支援や要介護になる要因につきまして、骨折や転倒、関節の病気、脊髄損傷を合わせた運動器の障害が一番多く、第2位の脳卒中を超えてしまいました。予防には日ごろからの適切な運動習慣が必要です。

日本整形外科学会は、2007年にメタボリックシンドロームに倣い、歩行時などに膝が痛む変形性関節症や骨がすかすかになる骨粗鬆症や加齢で骨が変形して腰痛にもなる変形性腰椎症など、運動器の障害を意味するロコモを定義しました。ロコモティブは骨や関節、筋肉、神経などを動かす組織全てを指す運動器のことですが、それがうまく機能しなくなったことをロコモティブシンドロームといい、略してロコモとも呼ばれております。今後高齢化が進み、ロコモ

が急増すれば、要介護や寝たきりの高齢者の増加を招くおそれがあるのではないのでしょうか。

一般に知られているメタボに比べ、ロコモの知名度は低く、昨年春に日本整形外科学会が実施したインターネット調査によりますと、ロコモを知っているのは26.6%で、2010年には約17%でしたので、3年間で前進したとはいえ、特定健診、保健指導、メタボ検診の効果で知名度が90%を超えるメタボには及ばない状況です。

このため、厚生労働省は認知度を高めようと、健康増進の基本方針である健康21、第2次でロコモを知っている人の割合を2020年までに80%に増やすことを目標に掲げています。日本整形外科学会は、2010年に予防啓発のためのロコモチャレンジ推進協議会を設立し、ロコモ予防のPRにも努めています。

これまでに7つのロコモチェックによってロコモ予防を呼びかけており、昨年には新たに将来ロコモになる可能性を判断するロコモ度テストがつくられました。また、運動機能低下は20代、30代から始まっているので、より早い段階で将来のロコモリスクがわかれば、生活習慣の見直しなどで効果的なロコモ予防ができるということです。若い世代にもロコモ予防の大切さを気づいてほしいと思います。

ロコモを予防すれば、介護を受けたり、寝たきりになったりせず、健康面で支障なく日常生活ができ、健康寿命を延ばすこととなります。本市でも介護予防のさまざまな事業で、ロコモ対策の普及や啓発にぜひ取り組んでいただくべきだと考えますが、いかがでしょうか。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から介護予防事業について答弁申し上げ、健康マイレージ制度、ロコモティブシンドロームの周知については保健福祉部長から答弁申し上げます。

介護予防事業については、高齢者ができる限り要支援、要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、介護予防を重視したシステムの確立を目指し、平成18年に介護保険制度が改正され、予防給付と地域支援事業からなる介護予防事業が創設されたことから、本市におきましては、老人クラブ出前講座やいきいきデイサービスを実施し、21年からはサフォークジム、サフォーク元気クラブを実施しているところであります。

老人クラブ出前講座は市内全ての老人クラブを対象に年に3回、体操の指導や認知症予防などの講話を行っており、特に介護予防を目的として作成したサフォーク元気体操DVDを老人クラブの例会において活用していただくなど、介護予防の動機づけと運動の継続につながっています。

また、いきいきデイサービスに通所されている高齢者については、通所者との交流や介護予防を目的とした体操や生きがい活動などを通じて、閉じこもりの防止や要介護認定の防止などが図られています。更に、サフォークジムでは、運動器や口腔機能向上、栄養改善、認知症予防といった複合プログラムを実施しており、26年からは朝日地区及び出張所地区での開催を拡大

し、それぞれ30人以上の参加があり、現在も参加人数が伸びている状況となっています。

開始から6年目を迎えたサフォークジムの参加者は、300人を超え、そのうち9割の方は日常生活にウォーキングを習慣づけられ、1日に歩く距離も、参加前は約4,000歩だったのに対し、参加後は約8,000歩に倍増し、下肢の筋力低下や転倒の予防につながっています。サフォークジムに6カ月間通うことで、健康づくりや介護予防の動機づけができ、参加者の約9割の方がフォローアップ事業のサフォーク元気クラブへ移行し、介護予防の取り組みを自主的に継続できているところであります。

サフォーク元気クラブは、26年度は6グループの173人が毎週、市内4会場での活動を行っており、27年度では9グループ、約250人に拡大し実施する予定となっています。サフォーク元気クラブ参加者においても、ウォーキングを中心とした運動習慣の継続ができており、事業実施から6年間の間に、介護の認定を受けた方は3人にとどまっている状況であります。

今後、個別案内や広報紙、フェイスブックの積極的な活用や利用者からの紹介などを募るとともに、内容の充実を図りながら、参加者の拡大に努めてまいります。

また、介護予防は高齢者のみならず、できる限り早期から取り組むことが重要であり、28年度からは健康づくりの拠点となるいきいき健康センターにおいて、40歳からを対象とした生活習慣病予防や介護予防の事業を保健福祉センターと連携し、進めてまいります。

また、第6期介護保険事業計画において位置づけている団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、高齢者の多様な生活支援のニーズに対応し、住みなれた地域で暮らし続けることができる地域づくり、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについては、十河議員のお話のとおり、その体制整備にはボランティアなどの人材の確保や育成が重要になるものと認識しています。

そのため、2月24日に開催された高齢者地域支え合い事業研修会などに参加されていた民間事業所を初め、民生児童委員や自治会関係者、生活介護支援サポーターなど、市民とともに今後の支え合いを協議できる場、いわゆる協議体を構築する中で、協議を進めてまいりたいと考えていますが、少子高齢化が進む中で、お元気な高齢者の方々が生活支援の必要な高齢者に対する見守り活動など、支援の担い手となり、社会的な役割を持っていただくことも生きがいや介護予防につながると考えますことから、こうした仕組みづくりも大切なことと考えています。

また、有償ボランティアにつきましても、高齢者地域支え合い事業研修会の中で、本来ボランティアは無償という考えが定着し広まっておりますが、支援する人、支援される人という上下関係を感じて気軽に助けを求められないという方もおられ、お互いの関係性を保つために、有償ボランティアという仕組みも全国的に広まってきているとのお話がありました。

しかしながら、本市には現在無償のボランティア活動を積極的に行っている市民の方々も多くおられますことから、今後、社会福祉協議会を初め、ボランティア団体や先ほど申し上げた協議体の方々、更には地域の方々とは十分協議をさせていただきながら、調査研究してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、健康マイレージ制度とロコモティブシンドロームについてお答えいたします。

健康マイレージ制度は、十河議員お話のとおり、本制度に取り組んでいる自治体が全国的に見ても徐々に増えておりますが、取り決めを行うとポイントが獲得でき、記念品との交換や協力店での割引などの特典を受けられるといった内容が多く見受けられます。この取り組みについては、厚生労働省においても、健康づくり促進の動機づけを行うための方法として検討されているところでもあり、健康マイレージ制度は健康寿命の延伸に向け、市民の健康づくりの関心を高めることや健診受診率を向上させるための一つの方策として一定の効果があるものと考えているところです。

今後、本市において介護予防、医療費の適正化及び健康寿命の延伸を図るため、どのような取り組みがより効果を上げることができ、持続可能な市民運動として定着させていけるかなど、健康マイレージ制度の導入も視野に入れ、保健推進員など、市民との対話を通じ検討するとともに、健康マイレージ実施市町村の事業成果や厚生労働省の検討結果を注視しながら、調査研究してまいりたいと存じます。

次に、ロコモティブシンドロームの周知についてお答えいたします。

さきに斉藤議員の質問の中で御答弁申し上げましたが、健康寿命の延伸には身体活動を増加させ、運動機能低下を防ぐことが重要であります。市では、介護予防事業として、現在実施しておりますサフォークジムにおいて運動機能の低下を予防するプログラムを取り入れ、効果が上がっており、年々参加希望者が増えております。こうした効果を踏まえ、市内各老人クラブでの健康教育の場において、ロコモティブシンドロームの予防の必要性を、その言葉の意味を含めて、パンフレットなどを活用し、指導・啓発しているところであります。

今後においても、ロコモティブシンドローム対策として効果を上げているサフォークジムやサフォーク元気クラブでの運動を継続するとともに、平成27年度からは有資格者の職員増員により体制を強化し、より効果的なプログラム内容の充実を図ってまいります。

また、65歳未満の若い世代の対策も講じる必要がありますことから、生活習慣病予防とあわせ、健康教育の学ぶ場などを通じ、ロコモティブシンドローム予防の大切さについて普及・啓発をしてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 十河議員。

○11番（十河剛志君） 1点だけ、名寄市でも今年から健康マイレージを始めるということが新聞に載っていました。これから研究して取り組んでもらうという答弁ですので、士別らしい、袋井市のように学校に寄附するという点は、やっぱりほかのマイレージを見てもないんで、やっぱりそういう市民が参加することによって、健康だけじゃなくて、自分たちの母校なり、幼

稚園なり、その地域のそういうところに寄附して、自分がそこで役立ったと思わせるような、そういうマイレージ制度をつくっていただきたいと思います。

(登壇) 2項目めは、子育て日本一について質問いたします。

本市は牧野市長のマニフェスト事業でもある子育て日本一を目指す取り組み、やさしいまちの創造として数々の子育て支援に取り組んできています。特に、小学生以下医療費無料化、中学生入院費無料化助成は、子供を持つ親には大変喜ばれているとお聞きいたしますし、一時保育事業やファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター運営事業などは、子育てに不安を抱えている方には大変心強い事業だと考えます。

議員になる前から、多くの市民から要望されていたのは、士別で子供を産みたいので産科をつくってほしいという声でした。実際に議員になり、医師の問題などの現状を見たときに、士別には厳しいことを実感いたしました。

そこで、子供を安心して産むことができる環境をつくるために、妊婦エントリーネットワークを提案させていただき、制度を開始していただいておりますが、制度開始から4年がたち、現在の加入利用状況や課題、周知などの現状をお聞かせください。

次に、子供を産み育てやすい社会を実現するには、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援が必要と考えます。そこで、最近、各自治体で取り組みを始めているネウボラについて、自治体を紹介しながら、士別市としても検討できないかお尋ねいたします。

ネウボラとは、フィンランド語でアドバイス、助言の場所という意味です。出産子供ネウボラとは、妊娠期から就学にかけての子供、家族を対象とする支援制度であり、かかりつけネウボラ保健師を中心とする産前産後、子育ての切れ目のない支援のための地域拠点、ワンストップサービスを目指します。

埼玉県和光市、千葉県浦安市、三重県名張市などで取り組みが広がっております。埼玉県和光市は昨年10月1日より、国の妊婦出産包括的支援モデル事業として、母子保健コーディネーターを配置し、子育て支援センターなどで妊婦期から切れ目のない支援、和光版ネウボラを開始しております。

厚生労働省は、今年から地域における切れ目のない妊娠、出産支援の強化として、ワンストップの支援を図るとしています。特に、初めての出産育児は経験がないために、悩みは尽きませんし、状況は個々に違います。さまざまな不安が後を絶ちません。初めての育児体験がよりよいものであれば、第2子、第3子を産もうと考えると思います。親の不安や負担感にも寄り添ってもらえ、子育ての不安軽減が図れる出産子育て家庭に対する切れ目のない支援、ネウボラアドバイス、助言の場所を検討できないのかお尋ねいたします。

また、妊娠中には医療機関に14回の妊婦健診があります。多くの自治体は、妊娠届を受け取るだけで、妊婦の状況を把握する機会がないと聞いています。出産後、4カ月以内に義務づけられている保健師さんなどの家庭訪問まで、親子の状況はわからず、支援から取りこぼされるケースも少なくないと言われてしています。

千葉県浦安市では、妊娠届の提出時、出産前後と1歳の誕生日の計3回、子育てケアマネジャーと保健師が面談し、家庭の環境、就労状況に合った子育てケアプランを作成する事業を始めています。面談で親子の状況を早期に把握し、児童相談所や医療機関とともに連携して、孤独化や虐待の防止につなげる狙いとのことです。子育てケアプランもネウボラの取り組みの一環だと思いますので、あわせて検討をお願いしたいと思います。

次に、寡婦控除のみなし適用についてお尋ねいたします。

2008年以降、子供の貧困が注目されています。日本の子供の貧困率は2009年には15.7%に増加し、実に6人に1人の子供たちが貧困状態にあります。2006年度母子世帯調査によれば、子供のいる世帯の平均年収が718万円で、死別母子世帯では288万円、離婚母子世帯は219万円、非婚母子世帯は171万円となっており、子供のいる世帯の4分の1にも満たない状況であります。離婚して扶養親族がいる場合や、夫と死別した場合には、税法上、税額を軽減してもらえ、これを寡婦控除と言います。

しかし、未婚のひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭として子育てをする状況に差がないにもかかわらず、所得に応じて使用料が決定する行政サービスを受ける際に差が生じております。

士別市でもその実態があり、平成25年第4回定例会でも国忠崇史議員が質問しております。そのときの答弁は、現行制度のさまざまな課題について改善しなければならないと認識しており、未婚のひとり親世帯に対する支援は、基本的には税制改正や社会保障など、国が不公平のないよう制度設定すべきと考えておりますが、全国的な国への制度改正を求める声が増加している状況などを踏まえ、今後みなし寡婦適用について検討してまいりたいという答弁でありました。

経済的にも厳しい母子世帯の中でも更に非婚母子世帯は低い経済状態にありますことから、本市の寡婦控除のみなし適用の考えを再度お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、妊婦エントリーネットワークについてであります。

本市の妊婦エントリーネットワークは、お話のとおり平成22年第3回定例会における十河議員の御提案をもとに、22年12月1日から、士別市妊婦エントリーネットワークとして開始した制度であります。

このネットワークの趣旨については、妊婦の方々に母子手帳を交付する際や妊娠中に本市に転入された方などには直接説明を行うことで、全ての妊婦の方々へ周知を図っているところであります。

そこで、現在までの加入状況及び利用状況についてであります。24年度は母子手帳交付者103人に対して、登録者は46人、出動件数は2件で、25年度は手帳交付者129人に対し、登録者

は34人で出動件数はゼロ件、また26年度は2月28日現在となりますが、手帳交付者95人に対し、登録者37人、出動件数は1件となっており、これまでに搬送された方はいずれも無事に出産されたとの報告を受けているところであります。

ネットワークに登録された方の中には、市内に転居し住所が変わった方や出産予定病院が変更となった方、また、里帰り出産をされた方や登録はしても制度を利用せずに無事に出産された方もおられましたが、登録者や消防署などと十分な連携のもとで実施をしておりますことから、対象者には安心して利用をいただいているところであります。

次に、ネウボラの取り組みについてであります。

国は27年度から子ども・子育て支援新制度の中で、子ども・子育て支援の推進に当たって、子供及びその保護者などや、または妊娠している方が教育、保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できる支援を行うため、利用者支援事業を実施することとしました。その中で、利用者支援と地域連携をともに実施する制度として、母子保健型が追加され、保健師などの専門職が全ての妊産婦を対象に、出産前から子供が学校に行くまでの全ての相談や支援を実施するものであり、ネウボラのような体制となります。

お話にありました埼玉県和光市は、母子保健型のモデル事業として和光版ネウボラを展開しており、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供し、保健師などの専門職が全ての妊産婦などの状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定するなど、妊産婦などに対するきめ細やかな支援を実施しております。

そこで、本市の妊娠から出産、子育てまでの支援の流れについてであります。まず、妊娠前と後の支援については、妊娠期において妊娠中の生活や健康相談など、パートナーを含めたマタニティスクールの開催など、妊娠中の支援はもとより、産後において子育て支援センターゆらに結びつくよう、関係機関との連携を図っております。出産後は、担当保健師ができるだけ早期に訪問などの支援を行っており、産後の母の体調についての聞き取りや子供の健康状態の確認、育児のポイントなどのアドバイスも行い、生後1カ月から3カ月までの赤ちゃんを対象とした月1回の赤ちゃん広場や生後4カ月、7カ月、10カ月、1歳6カ月、2歳、3歳を対象とした乳幼児健康診査・健康相談を行い、さまざまな年齢の子供が健やかに成長するための基本的な情報の提供などを実施しております。食に関しては、おおむね4カ月、7カ月及び11カ月以降の保護者を対象に離乳食教室や幼児食教室を開催して、保護者の心配事の軽減を図り、母とともに成長発達を確認し、栄養を含めたさまざまな相談に応じているところであります。

次に、子育て支援については、つどいの広場きらときらあさひを設置して、ゼロ歳から3歳児を持つ親とその子供が気軽に集い、交流を図ることや育児相談など安心して子育てができる場を開設しており、また、子育て支援センターゆらでは、子育てに関する悩みなどの育児相談や育児講座、離乳食の試食、絵本の貸し出しなど、子育てに関する実践や情報交換を行うとと

もに、保護者同士の交流を図っており、ゆらの月間予定については、ゆらゆら通信の発行やゆらメールの配信による情報提供するなど、子育てに関する不安や孤立化の解消に努めているところでもあります。

国が提案するワンストップ拠点を立ち上げ、きめ細やかな支援を行う母子保健型は、埼玉県和光市の和光版ネウボラのように、出産期から子育て期までの総合的相談支援を提供する望ましい姿の一つであります。

本市において、妊娠期から出産、乳幼児健診の時期までは主に地区担当保健師との関係を持ち、子供の成長に応じて子育て支援センターや保育園、幼稚園などとしっかりと相談ができるように、さまざまな機関と連携を行っておりますことは、国の提案と同様に安心して出産や子育てに対応できる体制にあるものと考えております。

したがいまして、現在の体制の更なる強化を図るとともに、27年度からスタートする地区担当保健師が支援の中心となり、地域の妊産婦から高齢者まで、全ての年齢層を支援するとともに、子育て支援センターゆらなどの関係機関と連携し、地域の中で子育ての状況や家庭環境を具体的に把握し、子供の成長や環境に応じた適切な支援を行い、子育て世代の孤立化や虐待を防止することで、結婚、出産を希望する全ての世代が安心して産み育てる地域の実現に努めてまいります。

次に、子育てケアプランについてであります。

千葉県浦安市では、市が認定している子育てケアマネージャーと保健師が中心となり、妊娠中の母体や出産に関する悩み、不安、希望などの話を聞いて、妊娠中から出産、産後の子育てで利用できる支援サービスの子育てケアプランを作成し、子育てなどに切れ目のない支援を実施していると伺っております。

そこで、本市の取り組みについてであります。保健福祉センターで母子健康手帳を交付する際、出産予定日や妊婦さんの家族歴などを記載した母子健康記録を作成しており、妊娠中の経過から出産時の状況、生後4カ月、7カ月、10カ月の乳児健診審査と乳児健康相談、1歳6カ月児、3歳児健診時の歯科医師による歯科検診や本市が独自に行っている2歳児相談の結果を記載しており、これはまさに子育てケアプランと言えるもので、母子の状況は妊娠中から出産、子育てまで切れ目なく継続して確認できるものと考えております。

したがいまして、本市においては、今後も母子健康記録を利用して、地区担当保健師と子育て支援センターとが連携のもと、子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を和らげ、妊娠、出産、子育てなどに切れ目のない支援と保護者の心配事の軽減を図るなど、子供が健やかに成長するための基本的な情報の提供を図り、子育て支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、寡婦控除のみなし適用についてであります。

男性、女性ともに寡婦としての控除については、配偶者と死別または離婚したひとり親世帯が子供などの家族を扶養している場合に控除を受けることができる税法上の制度であり、未婚の場合は対象外となっているところでもあります。

しかしながら、自治体の中には、未婚のひとり親の経済的負担を軽減するため、保育料や公営住宅使用料など、課税額に基づき条例などで料金を設定しているものに関して、税法上の寡婦控除の適用を受けたものとみなして算定する、いわゆるみなし適用を行っているところもあります。

本市における未婚のひとり親に対する支援としては、これまで保育所の入所や市営住宅の入居などには優先的に対応してきたほか、ひとり親家庭等児童入学資金支給やひとり親家庭等交通費支援など、課税額に影響されない事業については、婚姻歴の有無に関係なく実施していますが、所得税や住民税の課税額をもとに負担金等を決定している事業については、寡婦控除のみなし適用は行っておらず、婚姻歴の有無により行政サービスへの自己負担に差が生じているところではあります。

そこで、本市の寡婦控除みなし適用の今後の考え方についてであります。お話にありました25年第4回定例会での国忠議員の御質問にもお答えしたとおり、未婚のひとり親世帯に対する寡婦控除などの支援については、基本的には税改正や社会保障など、国が不公平のないように制度設定すべきものと考えているところではあります。しかしながら、国の制度設計の改善がなされない状況下であって、他市町村と同様に本市においても、多くの事業が課税額をもとに各種料金等を決定しており、婚姻歴の有無により行政サービスへの負担に差が生じている事案もありますことから、ひとり親家庭の不公平と格差是正の観点からも、みなし適用は必要な制度であると認識しているところではあります。

このため、現在、課税額に基づき料金を設定している事業の調査や、対象事業の例規の精査など、寡婦控除みなし適用の制度導入のための取り組みを全庁的に進めているところであり、婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親世帯が安心して子供を育てることができるよう、早期の制度導入を目指してまいります。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 十河議員。

○11番（十河剛志君） 以上で終わります。

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あす13日から19日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、あす13日から19日までの7日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時15分散会）